○環境省告示第八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月九日

環境大臣　細野　豪志

氏名又は名称	住所
レンドリース・ジャパン株式会社	東京都港区赤坂一丁目七番一号
新日建コンサルタント株式会社	東京都江戸川区西小岩一丁目十六番五号
株式会社クボタ工建	大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目二番四十七号

○関東地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　佐原都市計画道路事業三・四・四号仁井宿与倉線及び三・四・八号佐原多古線

三　事業施行期間　自平成二十四年二月九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県香取市牧野字海老穴、字堂下、字谷ノ作及び字谷ツノ作地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
射水市鏡宮三三三番一から同市鏡宮三九四番一まで	前	四五・〇〇～一二六・五〇メートル
	後	四五・〇〇～一五〇・五〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号及び三百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南魚沼市石打字土堂一二三九番一から同市石打字土堂一二五六番一まで	前	三二・五〇～三九・〇〇メートル
	後	三二・五一～三五・七四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○中部地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月九日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
多治見市池田町六丁目八三番一から同市池田町五丁目二〇番一まで	前	二三・三〇～四五・六〇メートル
	後	二三・三〇～五二・三〇キロメートル
中津川市山口二八九七番六から同市山口二三八六番一まで	前	一三・〇〇～一七・一〇メートル
	後	一三・三〇～一七・一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人なら建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	伊伏堅太郎、吉田　佐江

(2)　変更年月日

平成二十四年一月十六日

○近畿地方整備局告示第二十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	稲岡　宏、景山　誠

(2)　変更年月日

平成二十四年一月二十日